

① 件名
B型肝炎ワクチンの定期接種化について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 B型肝炎は、かかった場合に病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になる恐れがあること等から厚生労働省においては、B型肝炎ワクチンの定期接種化について検討されてきたところである。 今般、予防接種法施行令等の一部改正により平成28年10月から定期接種化されることとなった。</p> <p>【目的】 ワクチンを接種することで、B型肝炎ウイルスの免疫をつくり、一過性の肝炎及び慢性肝炎になることを予防するとともに、人から人への伝染を防ぎ、まん延を防止する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 予防接種法</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする (1) 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成28年6月22日 予防接種法施行令の一部を改正する政令、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令公布（平成28年10月1日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>B型肝炎ワクチンの定期接種化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開始時期 平成28年10月1日～ 2 対象者 平成28年4月以降に出生した、生後1歳に至るまでの間にある者 3 接種回数 3回 4 接種方法 指定医療機関で個別接種（皮下注射） 生後2月に至った時から生後9月に至るまでの標準的な接種期間として、 27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1)母子感染予防の対象者の取扱い HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与の全部又は一部を受けた者については定期接種の対象者から除く。 (2)長期療養特例 長期療養を必要とする重篤な疾患にかかった等により、対象年齢内に定期接種を受けることができなかつた方への特例措置として、接種の対象年齢の上限を設けない。 (3)既接種者の取扱い 定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【市民への効果】 B型肝炎ウイルスの感染症予防が図られる。（自己負担なし）</p> <p>【費用】 想定対象者数 1,100人（参考 平成27年9月末1歳児 1,025人） 平成28年度 B型肝炎ワクチン接種委託料 約6,200円×2,310人（接種延）=14,322千円 郵送料・接種データ入力手数料等 601千円 計 14,923千円</p> <p>平成29年度以降 B型肝炎ワクチン接種委託料 約6,200円×1,100人×3回 = 20,460千円 郵送料・接種データ入力手数料等 700千円 計 21,160千円</p> <p>※接種委託料等に関しては9割地方交付税措置される</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
全国の自治体において同様の取扱い	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成28年9月	市議会第3回定例会に補正予算を提案
平成28年10月1日	各指定医療機関で個別接種開始
⑨ その他	
<p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報、市ホームページへ掲載 ・対象者への個別通知 	